

スポーツを活かしたまちづくり・ひとづくりのための

ふじえだドリームタウン協定書

藤枝市(以下「甲」という。)  
藤枝商工会議所(以下「乙」という。)  
岡部町商工会(以下「丙」という。)  
藤枝市スポーツ協会(以下「丁」という。)  
藤枝市観光協会(以下「戊」という。)  
と株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ(以下「己」という)は、藤枝市における地域協働事業(以下「協働事業」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協働事業は、甲・乙・丙・丁・戊及び己が多様な連携を通じて、それぞれの資源や魅力を有効に活かして事業に協働して取り組み、スポーツを活かしたまちづくり・ひとづくり、更には次世代を担う子どもたちに夢を与え“幸せになるまち”藤枝づくりの推進に資することを目的として実施する。

(連携事項等)

第2条 甲・乙・丙・丁・戊及び己は前条の目的を達成するために次の事項に対し連携し協力する。またこれら事項を効果的に推進するために定期的に協議を行い、具体的な項目に関しては協議の上、決定するものとする。

- (1) スポーツの振興に関する事
- (2) 子どもたちの教育・健全育成に関する事
- (3) スポーツや観光を通じた賑わいの創出及び経済の活性化に関する事
- (4) 医療・福祉・健康長寿の推進に関する事
- (5) その他、第1条の目的を達するために必要な事業に関する事

(協定内容の変更)

第3条 甲・乙・丙・丁・戊及び己のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし有効期間が満了する1か月前まで申し出がない場合自動的に1年間延長されるものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その

都度甲・乙・丙・丁・戊・己が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲・乙・丙・丁・戊・己それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年9月25日

甲 静岡県藤枝市岡出山一丁目11-1  
藤枝市  
藤枝市長 北村 正平



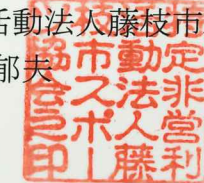
乙 静岡県藤枝市藤枝四丁目7-16  
藤枝商工会議所  
会頭 山田 壽久



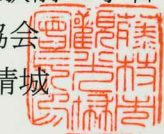
丙 静岡県藤枝市岡部町岡部6-1  
岡部町商工会  
会長 鈴木 秀樹



丁 静岡県藤枝市駅前三丁目21-1  
特定非営利活動法人藤枝市スポーツ協会  
会長 臼井 郁夫



戊 静岡県藤枝市駅前三丁目7-26  
藤枝市観光協会  
会長 江崎 晴城



己 静岡県静岡市葵区宮前町107番地  
株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ  
代表取締役社長 松永康太

